

入札時V E提案方式（価格競争型）試行要綱

（平成11年6月16日監-934）

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事について「入札時V E提案方式」（以下「入札時V E」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「入札時V E」とは、建設工事の入札前に、入札参加希望者から、発注者が図面及び仕様書等に参考として示した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、コスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案（以下「V E提案」という。）を受け付け、発注者の事前審査で承認された場合、そのV E提案を基に入札することができる方式をいう。

（対象工事）

第3条 入札時V Eの対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付す工事で、次に該当するものとする。

- （1）工事施工にあたって比較的高度または特殊な技術力を要するもの。
- （2）民間における技術開発の進展が著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事。
- （3）コスト縮減が可能となるV E提案が期待できるもの。

（工事の選定等）

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、入札審査会（一般競争入札に付す工事にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会等をいう。以下同じ。）が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、技術提案を求める範囲に関して秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（V E提案の募集）

第5条 V E提案の募集にあたっては、入札公告において次の事項を明示するものとする。

- （1）入札公告に係る工事が入札時V Eの対象工事であること。
- （2）標準案の内容について、それと異なる施工方法等に関するV E提案を受け付けること。
- （3）V E提案を提出しない場合にあつても、標準案に基づく入札が可能であること。
- （4）審査の結果、V E提案が採用されない場合があること。
- （5）V E提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合はその後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- （6）発注者がV E提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

（V E提案書等の提出）

第6条 入札参加希望者がV E提案に基づいて施工しようとする場合は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出の際に併せて、その内容を明示したV E提案書（様式第1～2号）を

提出するものとする。

- 2 そのVE提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案の施工計画書（様式第3号）（以下「標準提案」という。）を併せて提出することができる。また、VE提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合は、確認申請書に併せて、標準提案のみを提出するものとする。
- 3 前各項の規定により提出されたVE提案書及び標準提案（以下「提案書等」という。）は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 提案書等の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) 提案書等の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

（提案の審査等）

第7条 提案書等の審査及び採否の決定は、入札審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、提案書等の評価に関して適正化委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 審査にあたっては、次の事項を評価するものとし、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。
 - (1) VE提案
施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等
 - (2) 標準提案
施工の確実性、安全性等
- 3 一の建設業者がVE提案及び標準提案を併せて提出した場合において、VE提案が適正と認められるときは、標準提案の審査は行わないものとする。

（提案者等に対する採否の通知等）

- 第8条 契約担当者は、提案等の採否について、提案者（条件付き一般競争入札に付す工事にあつては落札者）に対して、提案等の採否通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 前項の通知は、一般競争入札に付す工事にあつては競争入札参加資格確認結果通知と併せて行い、条件付き一般競争入札に付す工事にあつては落札決定後に行うものとする。
 - 3 第1項の場合において、提案等が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管－333 一部改正）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日建管－2545 一部改正）

この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

附 則（平成18年9月29日建管－1307 一部改正）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(様式 1 号)

提出日：平成 年 月 日

入 札 時 V E 提 案 書

(発注者)

あて

住 所

商号又は名称 (JVはJV名称)

印

代表者名

1 工事名 (工事番号)

2 ○○○工に関するVE提案の概要 (標準的な方法との相違点を簡潔に記述する)

3 施工計画

(1) 施工順序 (工程を含む)

(2) 主要機械の配置計画

(3) 仮設備計画

(4) 安全対策

(5) 環境対策 (副産物対策を含む)

(6) その他

4 経済的所見 (標準案と比較し、経済性に優れると考えられる項目及び内容を記述する)

5 利用条件 (排他的権利に係わる事項等について記述する)

(1) 必要に応じて構造図、説明図表を添付・挿入する。

(2) 資料の枚数は、図表を含めA4版換算で6枚以内とする。

(様式2号)

入札時VE提案による概算低減額及び算出根拠

会社名： _____

番号		項目内容

[標準案]			[VE案]						単位：千円			摘 要		
名	規 称	額	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	規 格	単 位	数 量	単 価		金 額	

【記載上の注意】 (1) 閲覧図書に基づき、提案の施工計画に沿った見積書を作成すること。
注) 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

(様式 3 号)

提出日：平成 年 月 日

施 工 計 画 書

(発注者)

あて

住 所

商号又は名称 (J V は J V 名称) 印

代表者名

1 工事名 (工事番号)

2 施工計画

(1) 施工順序

(2) 主要機械の配置計画

(3) 仮設備計画

(4) 安全対策

(5) 環境対策 (副産物対策を含む)

(6) その他

(様式 4 号)

番 号
平成 年 月 日

入札時 V E 提案（標準提案）の採否通知書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

(契約担当者) 印

平成 年 月 日付け提出された〇〇〇〇工事に係る V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知する。

下 記

1 審査結果

採用することができる。

採用することができない。

2 入札の方法

提案した施工計画に基づいて入札できる。

発注者が示した標準案に基づいて入札できる。

3 採用することができない理由。